

下野市地域防災計画を改訂しました

下野市における風水害や火災、地震などの災害に対処するために、災害の予防対策、応急対策、復興対策を円滑に実施することにより、市の地域市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的として、平成19年3月に下野市地域防災計画を策定しました。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震や、平成24年5月に発生した竜巻等、下野市内及び県内に甚大な被害をもたらした災害を教訓に、本計画の見直しを行いました。

平成25年3月25日に開催された下野市防災会議において、修正案が承認され、本計画を改訂しました。

主な改正点は次のとおりです。

1. 防災意識の高揚
市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化
2. 要援護者対策
地域における安全性の確保
3. 物資、資機材の備蓄
計画的な備蓄の実施、燃料

の確保対策

4. 情報・通信網の整備
情報伝達手段の多様化、非常用電源の確保
 5. 避難体制の整備
避難所の耐震化及び見直し、障がい者等に対する配慮、避難所運営体制の見直し
 6. 防災拠点の追加
広域物流拠点として「道の駅しもつけ」を追加
 7. 学校、社会教育施設対策
防災教育の推進
 8. 原子力災害対策編の新設
 9. 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）の策定
- 下野市地域防災計画の詳しい内容等は、市のホームページからご覧になれます。



問い合わせ先

生活安全課 ☎(40)5555

畑地帯環境整備支援事業のお知らせ

冬期の畑地帯から発生する風塵の解消を図りつつ、農地の地力増進と有効活用を推進し、良好な農地環境（景観）の整備を図るため実施します。

申し込みできる方

農地基本台帳に登録されている現況地目が「畑」となっている農地で、11月末までに麦を作付けし、その後、緑肥として利用する予定の耕作者

補助額

10アール当たり2,000円以内（作付面積による調整あり）

申込期限 8月30日(金)

申し込み先

J A および北都営農支援センター ☎(40)0401
J A うつのみや南河内営農経済センター ☎(48)2215
※申込書は各センターにあります。

補助金の交付

申込書の審査及び作付確認を行った後、申込者（事業実施者）に補助金を交付します。

問い合わせ先

農政課 ☎(48)2143

屋外広告物適正化旬間

屋外広告物適正化旬間とは毎年9月1日～10日までの10日間、全国の都道府県及び市町村並びに違反広告物除去推進ボランティア団体において、違反屋外広告物に対する取り組みを重点的に実施する期間です。

屋外広告物は栃木県条例により、良好な景観形成と事故防止のため、設置には許可が必要です。

下野市のよりよい住環境づくりのため適正な表示をお願いします。

問い合わせ先

都市計画課 ☎(48)2114

道路に樹木が張り出していませんか？

敷地から道路上に樹木の枝が伸びて、車道や歩道を覆っている光景がよく見かけられます。

これら道路上に伸びた枝は、車の運転者や歩行者の視界をさえぎり、通行の妨げとなります。

また、倒木などによって、思わぬ事故を招き、地主が管理責任を問われる場合もあります。伸びすぎた枝はせん定するなど、適正な管理をお願いします。

問い合わせ先

建設課 ☎(48)2113

旧石橋中学校敷地造成内の埋設物等について

石橋病院の移転に伴い、旧石橋中学校の体育館・教室棟等の解体、樹木の伐採、工作物の撤去等の工事が平成25年11月から行われる予定です。

工事エリア及び周辺に、記念樹・記念工作物・埋設されたタイムカプセル等が現存していることも考えられますので、そのような事実をご存知の方は、教育総務課までご連絡ください。

問い合わせ先

教育総務課 ☎(52)1117